

平成28年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成29年1月6日(金)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時38分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	欠席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	9番	井上 武		11番	船谷 永泰	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 亀尾 憲司 産業課課長補佐 竹中 智彦					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について (2) 農地復元完了届について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (4) 平成28年南部町農地賃借料情報について
その他	(1) 平成28年農業委員会特別研修大会について(再) (2) 平成28年度第11回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成28年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は10番三嶋委員が欠席です。委員数18名中17名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 9番 井上 武 11番 船谷 永泰 書記： 竹中 智彦
4. 議事	議長	議事に入ります。『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に

議案第 1 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて		対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。												
	局 長	議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 7 条の 1 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明致します。												
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】</p> <p>番号 1</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">土地の表示：</td> <td style="width: 10%;">登記：田</td> <td style="width: 10%;">現況：畑</td> <td style="width: 10%;">m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登記：田</td> <td>現況：畑</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登記：田</td> <td>現況：畑</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>合計：田 3 筆 m²</p> <p>貸人： 借人：</p> <p>契約種別：使用貸借 用途：宅地</p> <p>転用目的及び施設の概要：分家農家住宅</p> <p>この申請地は農振農用地除外地です。水道管、下水管が埋設された町道沿道に位置し、半径 500m 以内に の公共・公益施設があります。したがって農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は分家農家住宅です。事業目的から見た転用面積は適当で、隣接に営農の支障もないため、転用妥当と判断しての申請です。貸人と借人の関係ですが、 さんは さんのお孫さんにあたります。 さんは現在 に住んでおられますが、この案件が通りますと に住居を移られて、将来的には農業を継がれる協議が整っているそうです。 さんのご主人さんも大山町の農家ご出身で、夫婦で農業を継ぎたいということで分家農家住宅の転用申請が上がっています。</p>	土地の表示：	登記：田	現況：畑	m ²		登記：田	現況：畑	m ²		登記：田	現況：畑	m ²
	土地の表示：	登記：田	現況：畑	m ²										
		登記：田	現況：畑	m ²										
		登記：田	現況：畑	m ²										
	議 長	議案第 1 号につきましては現地調査を行っていますので、岡田委員より報告をお願いします。												
	岡田委員	<p>本日午前 9 時より、恩田会長、市川代理、松川委員、事務局から頼田局長、亀尾局長補佐、そして私の 6 名で現地調査を行いました。</p> <p>10 月に農振除外の申請をされた土地です。現地調査資料の 2 ページに申請地として丸で囲ってある所です。右側の大きな建物は です。3 ページの上から農業用倉庫 48 m²、中ほどに車庫 70 m²、下が 2 階建て専用住宅 m²です。宅地の左側は 5.8m の道路です。その道路との境界線と、道路を横断するように落ちふた式 U 字溝の水路が設けられて、雨水については、その水路を使って道路側に集積枳を設けて 650 の水路に流すようになっています。現地調査を行い本件については妥当ではないかと判断しました。</p>												
議 長	議案第 1 号について質疑を受けます。ご異議ございませんか。													
一 同	無し。													
議 長	異議なしと認め『議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。													
議案第 2 号 農用地利用集 積計画案の決	議 長	『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。												
	局 長	議案第 2 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて												

定について	て、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。
局長補佐	<p>平成 29 年 第 1 号、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書 4～11 頁）】</p> <p>[新 規]</p> <p>整理番号 1～ 7 番 設定を受ける者： 5 名 設定をする者 : 7 名 設定をする土地： 18 筆 計 23,720 ㎡</p> <p>[再設定]</p> <p>整理番号 8～ 16 番 設定を受ける者： 5 名 設定をする者 : 8 名 設定をする土地： 17 筆 計 43,992 ㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
議 長	整理番号 3 番、15 番、16 番を除いて質疑を受けます。
頼田委員	整理番号 14 番ですが、内容作物が蕎麦で期間が 3 年となっています。蕎麦は連作障害がありますが 3 年間蕎麦だけを作られるのですか。
局長補佐	基本的には蕎麦を作りたいということでした。連作障害の事もあります。届け出としては蕎麦ということを受けました。
議 長	蕎麦は連作障害があり 3 年目には収穫が無いことがあります。そうすると経営支援の補助金の問題が出てきます。販売をしなければ補助金は出さないという施策になっています。平成 30 年からは施策も変わります。その時に応じて国の施策等を利用して補助金の高い作物に推移されるということでご理解願いたいと思います。景観作物とか蕎麦とか年月により他の作物に変更される事が起きてきます。農業委員の皆様には、連作障害の問題等のご指導もされますようお願いいたします。 他にご質問はございませんか。
一 同	無し。
議 長	異議なしと認め、整理番号 3 番、15 番、16 番を除いて承認されました。整理番号 3 番について質疑を受けます。種委員さんは退席をお願いします。
	(種委員退室)
議 長	ご異議ございませんか。
一 同	無し。
	(種委員入室)
議 長	異議なしと認め、整理番号 3 番は承認されました。整理番号 15 番、16 番について質疑を受けます。作野委員さんは退席をお願いします。
	(作野委員退室)

	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号 15 番、16 番は承認されました。
		(作野委員入室)
5. 報告事項 (1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について	議長	報告事項に入ります。『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』上程致します。
	局長	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明（議案書 12～13 頁）】 1 番の賃借料は 10 a あたり 円です。2 番の賃借料は 円 です。この一時転用は県の土木公共工事に伴う事業で河川のブロック塀 の破損による修復工事です。
	議長	質疑を受けます。
	作野委員	仮設道路ということですが、道路幅は実際に測定されましたか。それ から借地料ですが、道路以外の残地、例えばカーブのあたりなどの用地 も借地料に含まれているのですか。また、番号 1 と 2 は隣続きの用地で すが、借地料が 円も違うのは何故ですか。
	局長補佐	現地調査資料の 15 ページをご覧ください。本で行いました現地調査で は計っていませんが、事前に私と請負業者さんで場所の確認を行い実測 してポールを立てました。残地の取り扱いですが、 番地の下側の 工事用道路の下側に小屋と書いてある残地が残っています。地目は田で すが現況は畑で、きれいに分けられていますので工事期間中も耕作を されると聞いています。同じく 番地 の残地も畑として耕作されま す。きれいにケタが作ってあり、転用前より畑と田と区別して耕作され ていました。借地料についてですが、業者さんに確認しましたが、特に 理由は無く所有者さんとの協議の中で決まった金額と聞いています。
	議長	松川委員さん、補足はありますか。
	松川委員	ありません。
	作野委員	事前に実測されていたということですが、現地調査の際に現地調査委 員の皆様と実測されるのが本当ではないかと思えます。今後はそのよう にお願いしたいと思います。
	議長	私から補足をします。今日現地調査を行いました、 から の間には鉄板が敷いてあり、4 t 車、コンボやバックホーが詰め て置いてあり現場に行ける状況ではありませんでした。 側から は川があつて行けないという、とても入れる状況ではなかったことをご 理解下さい。
	作野委員	分かりました。
	種委員	先ほどの説明では入れる状況ではなかったということですが、事前着 工ですか。
	議長	私が説明したのは から の白い部分で、今回の転用は 青色の部分です。私の説明不足でした。他にありませんか。
	議長	ないようですので『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届 について』報告を終わります。

(2) 農地復元完了届について	議 長	『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地復元完了届について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地復元完了届について』 読み上げ（議案書 13 頁）】 本日の現地調査で確認をしています。
	議 長	何かご質問はありませんか。
		（質問・意見なし）
	議 長	復元完了の報告を終わります。
(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	議 長	『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』 朗読及び説明（議案書 14 頁）】 番号 1 は、解約後は農地中間管理機構に出して担い手を探したいと のことです。番号 2 は耕作者の体調不良により合意解約されました。解約 後は さんが耕作されます。
	議 長	質疑を受けます。
	井上委員	番号 2 の解約の貸人の名義は さんですが、議案第 2 号の利用集 積計画では耕作者で さんですが、貸人は さんとなってい ますが。
	局長補佐	14 ページの貸人を さんに訂正をお願いします。
	議 長	他にございませんか。
		（質問、意見等なし）
	議 長	ないようですので『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書につ いて』の報告を終わります。
(4) 平成 28 年南部町農地賃借料情報について	議 長	『平成 28 年南部町農地賃借料情報について』報告をお願いします。
	局長補佐	15 ページに載せています。平成 28 年 1 月から 12 月までに締結された賃 貸借の賃借料を反映させたものです。利用権設定等をされる際の参考に して頂くためホームページ等に上げています。なお、賃借料は農地の状況 により貸し手、借り手の双方で話し合ってもらうための参考の情報です。
	議 長	質疑を受けます。
		（質問、意見等なし）
	議 長	ないようですので報告を終わります。
6. 報告事項 (1) 平成 28 農業委員会特別研修大会について（再）	議 長	『平成 28 年農業委員会特別研修大会について』説明をお願いします。
	局長補佐	当初は 11 月に開催予定でしたが中部地震の為に延期となっていた特 別研修会の案内です。平成 29 年 2 月 23 日（木）に開催されます。出欠に つきましては次回の総会で確認させて頂きたいと考えています。
第 11 回農業委員会総会の日程について	議 長	平成 28 年度第 11 回南部町農業委員会総会は、平成 29 年 2 月 9 日（木） に開催致します。
その他	作野幹事	～ 省略 ～
	局長補佐	農業委員手帳をお配りしています。ご住所と名前の記入をお願いします。
8、閉 会	議 長	これにて平成 28 年度第 10 回南部町農業委員会総会を終わります。あ りがとうございました。

備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。